

新しいお住まいを検討中の皆様…

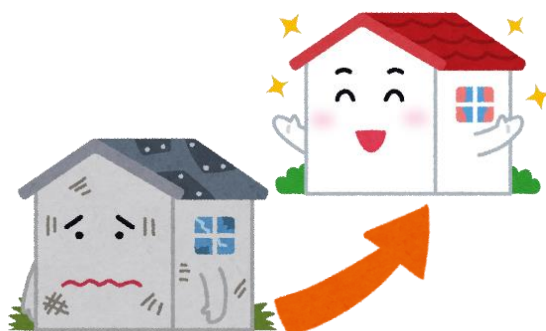
そのお住まい、空き家(中古物件)で考えてみませんか？

多治見市

空き家再生補助金

のご案内

取得した空き家(中古物件)の
リフォーム費用または
建直しのための取壊し費用を
補助する制度です！



例えば！

新婚世帯なら…



補助金

75

万円

多治見市に転入する(した)
子育て世帯なら…



補助金

75

万円

+

中学校卒業前
のお子様の数

× 25

万円

制度の詳細は、次ページ以降をご覧ください。
補助制度の要件に当てはまるかの確認など、
お気軽にご相談ください。

補助制度
について



【お問い合わせ先】

多治見市役所 都市計画部 建築住宅課(本庁舎3階) 電話:0572-22-1321(直通)

補助額

①と②を比較し、いずれか低い方の額を補助します。

① 補助上限

新婚世帯：75万円 子育て世帯：75万円＋（中学校卒業前の子の数×25万円）

多治見市立地適正化計画の居住誘導区域内に空き家（中古物件）がある場合は10万円加算

② 補助割合

空き家（中古物件）のリフォーム：リフォーム費用の2分の1を補助

空き家の建直しのための取壊し：解体費用の全額を補助

例えば…

- ・市外から多治見市立地適正化計画の居住誘導区域内に転入する子育て世帯（子の数は小学生2人）
- ・空き家（中古物件）を購入後にリフォームして居住 ・リフォーム費用400万円 の場合

補助上限額 ： 75万円 ＋ （子2人×25万円） ＋ 10万円 ＝ 135万円

補助金算定額： 400万円 × 1／2 ＝ 200万円

補助金算定額200万円 > 補助上限額135万円 ⇒ **補助額は 135万円 となります。**

補助金要件チェックリスト

① 対象となる空き家（中古物件）（すべてに当てはまることを確認）

- ☐ 市街化区域内に立地している空き家（中古物件）である
- ☐ 築10年以上経過している
- ☐ 予約申込日か物件取得日のどちらか早い日で居住者がいない
- ☐ リフォームや建直し後の建物が新耐震基準を満たす
- ☐ リフォームや建直し後の建物が自身の世帯が住むための建物である

② 対象となる世帯（新婚世帯か子育て世帯のいずれか）

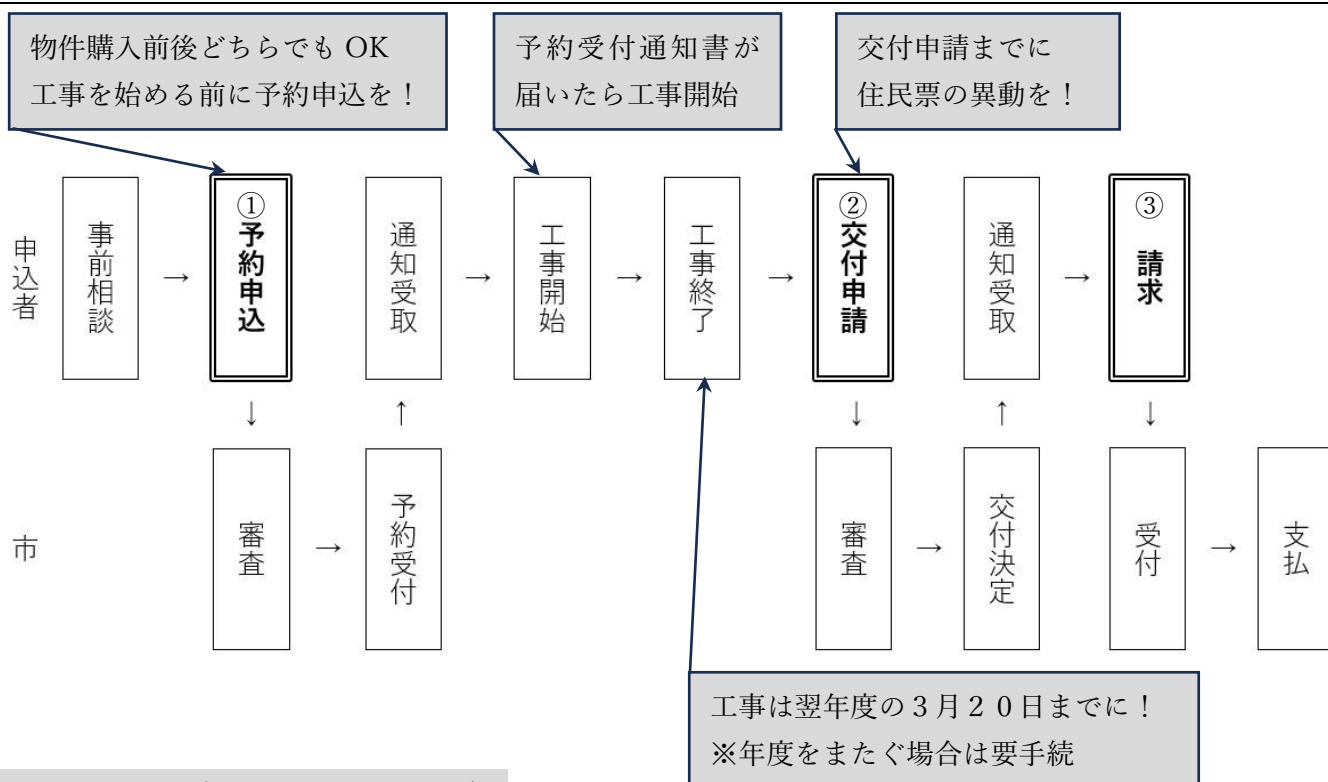
☐ 新婚世帯（いずれかに当てはまることを確認）

- ☐ 予約申込日からさかのぼって2年以内に結婚した
- ☐ 補助交付申請までに結婚する

☐ 子育て世帯（AまたはBのすべてに当てはまることを確認）

- ☐ 同居している中学校卒業前の子どもがいる
- A 予約申込時点で多治見市外に住んでいる
 - ☐ 継続して1年以上、多治見市外に居住している
 - ☐ 交付申請日までに多治見市に転入する
- B 予約申込時点で多治見市内に住んでいる
 - ☐ 予約申込日からさかのぼって1年以内に転入した
 - ☐ 転入前に、継続して1年以上多治見市外に居住していた

補助金申請から受け取りまでの流れ



① 予約申込（物件購入の前後）

空き家（中古物件）のリフォーム工事をする前又は空き家（中古物件）の建直しのための取壊しをする前に、以下の書類をご準備の上、建築住宅課にご提出ください。

- ☐ 空き家（中古物件）の所在を示した地図
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し（世帯全員が分かるもの）
- ☐ 見積書又は契約書の写し（請負う事業者が発行、リフォームや取壊しの金額内訳が分かるもの）

★ 空き家（中古物件）をリフォームする場合で、主たる部分の建築に着工した日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の場合は、別途提出書類をご案内しますので、ご相談ください。

② 交付申請（工事が完了し新居に住民票を移した後）

補助対象事業の完了日（工事が完了し新居に住民票を移した後）から起算して**60日以内**又は「予約申込」を行った年度の**3月20日**のいずれか早い日までに、以下の書類をご準備の上、建築住宅課にご提出ください。

- ☐ 対象となる空き家（中古物件）の売買契約書
- ☐ リフォーム工事契約書又は解体工事契約書
- ☐ リフォーム工事又は解体工事の領収書の写し等
- ☐ リフォーム工事又は解体工事の実施前後を示す写真
- ☐ 住民票の写し（世帯全員が分かるもの）

③ 請求（交付決定通知書がご自宅に届いた後）

交付決定通知書を受け取り後、速やかに多治見市空き家再生補助金交付請求書を建築住宅課にご提出ください。

制度に関する Q & A

Q 親が所有する空き家をリフォーム（又は建替え）する場合、補助対象になりますか？

A 申請者の方が所有者になる（名義変更する）ことが条件となります。

Q リフォーム（又は建替え）を行い、店舗兼住宅としたいのですが、補助対象になりますか？

A 店舗兼住宅は補助対象にはなりません。居住のみを目的としており、店舗用、事務所用などの業務用スペースがない住宅（専用住宅）を対象としています

Q 申請した年度内に工事が終わりません。補助金を返さなければなりませんか？

A 申請した翌年度の3月20日までに工事が終われば、お返しいただく必要はありません。

Q 補助金の予約申込後に子どもが生まれました。補助内容に変更はありますか？

A 補助上限額が変わります。（お子様1人あたり25万円増。予算の範囲内で増額します。）

Q 補助金の受け取り後、急に転勤することになりました。補助金を返さなければなりませんか？

A ご本人様の意思によらない事情（転勤や死別等）に限り、お返しいただく必要はありません。

Q リフォームのための耐震診断で補助金を受けましたが、他の補助金との併用はできますか？

A 耐震診断や耐震補助、バリアフリーのための補助金であれば併用できます。

関連する情報

各種支援制度等の情報です。参考までにご覧ください。

多治見市移住・定住 サポートサイト 	移住定住に関する お問い合わせ 	岐阜県外から多治見市へ 移住される方への支援 
東京圏から多治見市へ 移住される方への支援 	新婚世帯支援 	空き家バンク 